

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、高知県の一部地域に加え、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添のとおり、これらの県担当部宛に事務連絡を発出させていただきましたので、各都道府県におかれては、当該事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、関係者等への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

鳥取県福祉保健部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

広島県健康福祉局 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

岡山県保健福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

京都府健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

兵庫県健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 7 日

愛媛県保健福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により
被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

事務連絡
平成30年7月7日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る
被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、高知県の一部地域に加え、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県の一部地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成30年7月9日

日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日本在宅介護協会
全国農業協同組合中央会
日本生活協同組合連合会 御中
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市民福祉団体全国協議会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24時間在宅ケア研究会

厚生労働省老健局振興課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等の災害時要配慮者の受け入れに係る緊急対策及び職員の応援派遣について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただくとともに、都道府県等から貴会都道府県団体に、被災地域における介護施設等に対し介護職員、看護職員等について応援派遣要請があった場合には、積極的にご対応いただきますようお願い申し上げます。

平成30年7月7日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。